

給与等に係る源泉徴収と年末調整に関する一考察

井上 英雄

A Study on Withholding Income Tax System and Year-end Adjustment of Income

Hideo INOUE

Abstract

In principle, the income tax is to be assessed on the amount of income and its tax rate, and then to be made a return and a payment by individuals, which is called the 'self-assessment of taxation.' In certain specific cases, the payer is responsible for withholding the income tax at the time of payment is made to individuals and to make payment of tax to the authority, which is called the 'withholdig system.'

'Withholding system' is a system that the payer of salaries, interest and others is responsible for assessing the amount of tax and making payment to the tax authority which is rarely seen in other countries.

This study is focussed on a problem of task management of withholding tax and a problem of the year-end adjustment at corporation.

目次

- I はじめに
- II 租税の確定納付方法
- III 所得税の仕組み
- IV 源泉徴収の意義
- V 源泉徴収の対象となる所得
- VI 源泉徴収の納税手続きの特徴
- VII 給与所得に係る源泉所得税の事務とその特徴
- VIII 給与の源泉徴収の付随業務とその問題点
- IX 年末調整の問題点
- X むすび

I はじめに

所得税は、所得を得た者自身が、その年度の所得金額と所得金額に対応する税額を計算して、自主的に申告・納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前となっているが、特定の所得については、その所得の支払い時に支払者が所得税を徴収して納付する「源泉徴収制度」が採用されている。

この源泉徴収制度は、①給与、利子・利息、配当、各種の報酬などを支払う者が、②その支払いをする際に所定の方法により所得税額を計算し、③その所得の支払金額から所得税額を差し引いて国庫に納付する制度である。

この源泉徴収制度により徴収された所得税の額は、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については、確定申告によって清算することになるが、給与に対する源泉税額については、通常「年末調整」という手続きを通じて、その1年間に受けた給与の税額が清算される仕組みになっている。

この制度は、利子所得については明治32年から、給与所得について昭和15年からこの制度が採用されている。なお、源泉所得税により徴収される所得税額は、租税収入全体の30%前後となっている⁽¹⁾。

II 租税の確定納付方法

我が国における租税の確定納税方法には、①申告納税方式と②賦課徴収方式がある⁽²⁾。

①の申告納税方式は、所得を自主的に査定して期限内に申告書を提出し、申告書に記載した納税額を、法定納期限までに自主的に納税する方式である。②の賦課徴収方式は、納税する額を税務署等が決定し、税務署長から納税者に告知書⁽³⁾が送達され、この告知書に記載された税額を記載された納期限までに納税する方法である。

さらに、第3の納税方法として、③源泉徴収による納税方法がある。源泉徴収による所得税は、「利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべき所得は、その支払いのときに確定し納税の義務が発生」⁽⁴⁾し、支払者が所得税額を納税する方法である。

所得税法は、1974年(昭和22年)の改正により、従来の賦課課税方式から総合課税による申告納税方式へ変更されたが、源泉徴収の手続きやその考え方は変わることなく引き継がれている。

申告納税方式による所得税では、所得を自ら査定して申告納税することとなるが、給与所得⁽⁵⁾では、支払者が支払った給与の年間合計額について、その年の最後の支払時に年末調整によって確定申告と同様な諸手続きを代行し、年税額が確定する方法が採られている。

このように、源泉徴収義務者が、無償で給与所得者の申告納税制度による確定申告を代行す

る制度は、先進諸国にはかなり採り入れられている制度であり、勤労所得税の分類所得税化ともいわれている。

III 所得税の仕組み

所得税は、総合課税方式と分類所得課税方式、申告納税方式と賦課課税方式とに分類できるが、1947年の税制改正以降は、総合課税方式と申告納税方式の組み合わせによって運営されてきた。

総合課税方式による所得税の課税では、一定のルールに従って所得を分類する。課税をする段階ではすべての所得を合算して、これに調整を加えて課税標準を算出し、課税標準に税率を乗じて税額を決定する方法である。

(1) 所得の種類と所得金額の計算

所得税法では、所得を①利子所得、②配当所得、③不動産所得、④事業所得、⑤給与所得、⑥退職所得、⑦譲渡所得、⑧山林所得、⑨一時所得、⑩雑所得の10種類に分類し、それぞれについて所得の計算方法を定めている。

利子所得は収入金額が所得の金額を構成し、配当所得は、収入金額から株式等の取得に要した借入金の支払利息を控除した金額。不動産所得、事業所得、山林所得、一時所得、雑所得(一部)は、総収入金額から所得を得るために必要とした経費を控除した額がそれぞれの所得金額となる。

給与所得と公的年金などの雑所得は、それぞれ一定の給与所得控除と公的年金控除を控除した額が所得の金額となり、退職所得は、退職所得控除後の金額の2分の1の金額が退職所得の金額となる。譲渡所得は、資産の取得費と譲渡費用を控除した金額から特別控除額50万円を控除した金額。ただし、保有期間が5年超となる長期譲渡所得については、所得金額はその金額の2分の1の金額となる。

(2) 損益通算

総合課税方式では、各所得の計算上に生じた損失についての扱が問題となる。本来すべての所得を総合的に捉え、合算し、これに担税力を求めるのが理想であろう。その趣旨からすると、損失もすべて他の所得と合算(この所得の合算手続きを「損益通算」という)することになるが、政策的配慮から一部の損失については損益通算が認められていない。

また、その年で控除できなかった損失は、その後の年で控除し続ける方法と、一定の期間を設けてその期間内にかぎり控除を認めるとする方法とがあるが、現在は後者の3年間に限り控除を認められる損失がある。現行の総合課税方式は、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等の譲渡所得金額の4つに分類して課税しているので、それぞれの所得の損失についても一部の制限が加えられている。

損益通算ができる損失は、不動産所得の金額（土地等にかかる借入の利息相当額の損失について一部の制限がある）、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額の計算上生じた損失のみとなっている。

したがって、利子所得、配当所得、一時所得、雑所得から生じた損失や、本来的に損失が発生しない給与所得と退職所得は、被通算はできるが損失の通算の対象とはならない。また、非課税所得について生じた損失は、所得が発生した段階で課税所得から除外されている趣旨から、損失の通算の対象から除外されている。

損益通算の手順は、①経常所得（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得）グループ間で通算する。②譲渡所得（土地等の譲渡所得も含む）と一時所得グループ間で通算をする。③経常所得、譲渡一時所得グループで通算する。④経常所得の損失や譲渡一時所得グループの損失は、山林所得および退職所得間で通算する。⑤山林所得の損失は、経常所得グループ、譲渡一時所得、退職所得の順序で通算する。

（3）課税標準の計算

課税標準の計算は、すべての所得を損益通算し、その額から所得控除を差し引いた額が課税標準となる。

課税標準は、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額、土地等の課税譲渡所得金額に区分する。この課税所得を計算する過程で、一時所得の金額はそれを2分の1にした金額が総所得金額になり、所得控除の対象となる。

所得控除の種類は、①盗難や災害等の損失を控除する雑損控除、②病気の治療に要した医療費の医療費控除、③健康保険料や厚生年金等の社会保険料控除、④中小企業者の退職金の掛け金、小規模企業共済等掛け金控除、⑤生命保険料控除、⑥自宅の家屋や家財の損害に対する損害保険料控除、⑦一定の公共団体等ボランティア活動に対する資金援助の寄付金控除、⑧障害者控除、⑨高齢者控除、⑩寡婦（寡夫）控除、⑪勤労学生控除、⑫配偶者控除、⑬配偶者特別控除、⑭扶養控除、⑮基礎控除である。

控除額は、要件に該当すると一定額が控除できるものとして、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑭があり、支出金額等によって変動するものとして、①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑬がある。なお、⑮はその額を常に控除できる。

（4）税率と納付すべき税額

損益通算をした後、所得控除した課税総所得金額と課税退職所得金額に対する税額は、10%から50%の5段階である。課税山林所得金額は、5分の1をした金額に10%から50%の税率を乗じこれを5倍する、いわゆる5分5乗方式であるが、税率は課税総合所得金額と同じ税率を使用する。

土地等の課税譲渡所得金額は、長期譲渡所得と短期譲渡所得で異なり、長期譲渡所得につい

ては、4,000万円までは20%、4,000万円を超え8,000万円までは25%、8,000万円超は30%の税額となる。短期譲渡所得は、40%または総合課税方式によって計算した税額の110%のいずれが多い金額による。

申告税額は、これらによって算出された額の合計額から、税額控除した額が納税すべき税額となる。税額控除は次のようになっている。①配当所得は、法人税課税と所得税課税の2重課税の調整として配当控除、②海外取り引きは、外国で納税した税の調整として外国税額控除、③住宅取得促進税制としての住宅取得等特別控除、④給与所得や報酬料金等に係る源泉所得税の控除等がある。

なお、①～③については算出税額の範囲内で税額控除ができるし、④については、算出税額を超えた額が還付される。

確定申告では、前年に確定申告した者で、年間税額が15万円を超えた者は予定納税（7月、11月）の義務があり、予定納税によって納税した額が税額控除後の額から控除され、申告すべき税額または還付される税額が決定する仕組みになっている。

IV 源泉徴収の意義

一連の確定申告の手続きによる納税とは別に、源泉所得税がある。源泉所得税では、給与等を支払う段階で、一定の法定要件に該当するときは、支払者が受給者＝給与所得者＝納税者の納付すべき所得税を給与の支払時に優先的に留保、天引き、徴収し、これを国等に納税する⁽⁶⁾。

源泉徴収では受給者に代わって税を天引きし、これを国等に納税する者を源泉徴収義務者という。この源泉徴収義務者は、国（租税の債権者）と納税義務者（租税の債務者）の間に位置しているが、租税の債権者・債務者のいずれにも属さない第三者である。ただし、国税通則法では、この源泉徴収義務者も納税者と同じ納税義務者として扱っている⁽⁷⁾。

源泉徴収では、税を前取りし、確定申告で調整する方法と、源泉徴収そのものによって納税が完結する方法とがある。前者を源泉徴収方式といい、後者を源泉課税方式という⁽⁸⁾。現行法式は、原則として前者による源泉制度であるが、利子、配当、株式譲渡の一部と、実態として給与所得の大部分が後者の源泉課税方式となっている。

源泉徴収義務者は、給与等の支払時に、国に代わって税の徴収事務を代行しているが、その徴収に係る事務費はすべて自己負担であり⁽⁹⁾、徴収に係る費用は国が負担しない⁽¹⁰⁾ことになっている。給与等に係る地方税（住民税）の特別徴収⁽¹¹⁾についても同様である。

源泉徴収に係わる国、支払者、納税義務者の三者には、それぞれ①国と支払者、②国と納税義務者（受給者）、③納税義務者（受給者）と支払者の3つの法律関係が存在する⁽¹²⁾。この3つの関係については、それぞれ次のような議論がなされている。

(1) 国と支払者の関係

国と支払者の関係では、(1)実定法義務説——支払者は租税の実定法上の債権・債務を負っており、その履行を求められるとする説。(2)手続き義務説——公法上の義務であり、雇用により利潤が得られることから、社会的責任の「一般的義務」として、源泉徴収の事務責任を負うという説⁽¹³⁾。

(2) 国と納税義務者（受給者）の関係

国と納税義務者（受給者）の関係では、一般の租税債権・債務関係が成り立つが、源泉徴収された直後からその関係は中断される。例えば、源泉徴収の対象となっている給与の税額が過大であった場合、当該過誤納税額（支払者が法定されている税額より多く納税した場合）については、翌年3月15日迄の所得税の確定申告書によっても還付請求ができないという問題がある。

確定申告によって控除できる源泉税は、「源泉徴収された税額または源泉徴収される税額」（所得税法120条①五）のみであって、支払者が法律に従うことなく、過大に徴収し納税した部分については、徴収義務者の責任として処置すべきと考えるためである。

これにより、納税義務者（受給者）は、税額を負担する義務は負うが、税額が確定する段階までは介入できないという関係になる。

(3) 納税義務者（受給者）と支払者の関係

納税義務者（受給者）と支払者の関係では、租税債権・債務の関係は存在せず、単に、私法上の債権・債務の関係が存在するだけである。

例えば、給与の支払者が納税義務者に対して、法定上の扶養控除等の申告をするよう依頼したが、納税義務者が誤って記載し、後になって年税額の違いが判明した場合、支払者は、(2)の関係において、税額本税と納税が遅れたことによって発生する加算税等の付帯税の負担義務が生ずる。

この付帯税の原因は、納税者（受給者）が誤った申告書を支払者に提出したことにあるから、この付帯税を納税者に負担させることが可能であろうか。また、前例のように、支払者が誤って過大に納税をした場合、納税者が支払者に対して、本税とその間の利息相当額を請求できるか否かの問題は、すべて私法上の問題であり、税法には何も規定されていない。

なお、徴収不足の額について、納税義務者が税務署長から告知や決定を受けて納税した場合は、納税義務者は受給者に対して税額の請求ができる（所得税法 222条）。また、徴税をすべきことに関する事項は法定されているものの、納税義務者の誤りに対する受給者の権利救済については、何も規定されていないからである。

このように、源泉徴収には、多くの論者が指摘している⁽¹⁴⁾ように、解決を迫られる多くの問題が存在しているが、それは、徴税の便に走りすぎ、効率化を優先し、国庫収入の確保に重点を置きすぎた結果であろう。裏を返せば、源泉徴収制度が、国庫収入の効率化に大きく寄与

してきたことを意味するものである。

V 源泉徴収の対象となる所得

現在、所得税法、租税特別措置法によって源泉徴収の対象とされて所得は次のとおりである。

(1) 居住者に対する源泉徴収

①給与所得、退職所得、公的年金等に係る雑所得（所得税法 183条、190条、199条、203条の2）。②利子所得、配当所得（所得税法 181条、租特法 8条の4）。③所得税法 204条1項に定める報酬・料金・契約金・賞金（所得税法 204条）。④生命保険契約等に基づく年金、定期積金の給付補填金等および匿名組合等の利益の分配等にかかる所得（所得税法 207条、209条の2、210条）。⑤源泉分離選択課税を選択した場合の上場株式等に係る譲渡所得等（租特法 37条の11）。

(2) 非居住者に対する源泉徴収

①所得税法 161条1号の2ないし12号に掲げる国内源泉所得（所得税法 212条、租特法 37条の11）。②源泉分離選択課税を選択した場合の上場株式等に係る譲渡所得等（租特法 37条の11）。③一定規模以上の土地を譲渡した場合の課税。

(3) 内国法人に対する源泉徴収

利子所得、配当所得、匿名組合契約等の利益分配、芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬、料金。馬主が受ける競馬の賞金および割引債の償還差益等に係る所得（所得税法 212条Ⅲ、租特法 41条の12Ⅲ）。

(4) 外国法人に対する源泉徴収

所得税法 161条1号ないし7号、9号ないし12号に掲げる国内源泉所得および割引債の償還差益等に係る所得（所得税法 212条Ⅲ、租特法 41条の12Ⅲ）。

VI 源泉徴収の納税手続きの特徴

前記の所得に対する源泉所得税については、支払者は、自ら支払の事実が発生すると自動的に決定される源泉所得税を自ら決定させて、翌月の10日までに国に納付しなければならない。もし、徴収しないで支払った場合でも、税務署長は源泉徴収義務者に対してその所得税を納税するよう強制することができる（所得税法 221条の「徴収する」）。

その結果、強制的に徴収された源泉所得税は、源泉徴収義務者が納期限後に納付した後、受給者に対し、源泉所得税相当額をその後の支払分から控除するか、または源泉所得税相当額を受給者に対し求償することができる（所得税法 222条）。これによって負担をした税額も、一般的な手続きによって納税した源泉徴収税と同様な扱となる。

税務署長は、源泉徴収義務者が法定納期限までに納付しないときは、源泉徴収義務者に対し、納付すべき税額、納期限および納付場所を記載した納税告知書を送付する（国税通則 36条Ⅰ）。

納税告知書に指定する納期限までに完納されない場合、さらに督促を経て滞納処分に着手することになる（国税通則 37 条、40 条）。

源泉徴収制度における直接的な法律関係は、源泉徴収義務者と国との間にのみ存在し、所得税の実質的な負担者である受給者と国との間には、直接的な関係は存在せず、納税に関し直接的な義務を負わない関係になっている。

それは、源泉徴収義務者の解怠に係る付帯税および罰則は、すべて源泉徴収義務者自身が負担しなければならない（国税通則 36 条 I ⑤、67 条、68 条Ⅲ、所税法 240 条、242 条）ことから明らかである。

VII 給与所得に係る源泉所得税の事務とその特徴

給与所得にかかる源泉徴収制度は、1940 年の税制改正によって導入されたものである。

この改正では、給与、俸給、歳費等は分類所得税の勤労所得として制定され、源泉徴収により、支払いを受けるべき金額を課税標準とし、毎月の給与の支払の都度、所得税が確定し納税が完結していた。

なお、他の分類所得としては、①配当利子所得、②退職所得、③不動産所得、④事業所得、⑤山林所得の 5 種類があり、合計 6 種類となっていた。

その後（1947 年）の改正によって、分類所得税制度と賦課課税制度が、総合課税制度と自主申告制度に改められたが、給与の源泉所得制度はそのまま継続された。ただし、この改正で、毎月の源泉徴収は、源泉徴収月額表によって算出する方法に変更された。これによって、毎月の徴収額は仮納付となり、その月毎に所得税額は完結せず、総合課税を補完する意味から「年末調整方式」を採用した⁽¹⁵⁾ ものである。

改正では、年間所得金額が 5 万円以下の者は、年税額の過不足を最後の給与の支払時に調整し、超過額は返金、不足額は徴収することとなったが、その後の改正で、①毎月の給与支払時の源泉徴収月額税額表と日額表に改良が加えられ、月額表、日額表、甲欄、乙欄、丙欄を見て、徴収税額を決定するようになった（所税法 185 条）。②賞与の税額表〔賞与に対する源泉徴収税額算出率の表（所税法 186 条）〕が制定された。③年末調整で控除できる所得控除が大幅に増加し、雑損控除、医療費控除、寄付金控除以外の控除はすべて年末調整で行えるようになった（所税法 195 条の 2、196 条）。

このことにより、給与所得における源泉徴収制度は精緻になり、最も効率の良い徴収システムとなったのである。

VIII 給与の源泉徴収の付随業務とその問題点

源泉徴収では、税額の計算をして国に納税した段階で事務が完結するわけではなく、次に示

す付随事務が必要となる。この付随事務があることによって、より精緻度が増したといわれる。

(1) 納税義務者から提出された扶養控除申請書、配偶者特別控除申請書あるいは保険料控除申請書などを受領し、各種の適用に誤りがないかどうかを判定し、誤りがある場合は内容を補正し完成させること（所税基本通達 194～198 共-1）。これは、受給者の提出した書類を税務審査する権限が源泉徴収者に委任され、かつ、受給者の記載内容を指導助言する事務が委譲されたことを意味する。

(2) 給与所得者の源泉徴収に関する申告書は、給与等の支払者に受理された段階で、税務署に提出したものとみなす（所得税法 198 条）ことになっているし、さらに、税務署に提出することなく、納税義務者において保管するよう定められている（所税基本通達 194～198 共-3）。

納税者の重要な納税申告書が通達によって、納税義務者（民間）に保管されているという事実。

(3) 支払の都度、源泉徴収税額等を受給者に報告すること（シャープ勧告によって指摘されたこと。所得税法 231 条）。

(4) 年末調整後の年間の収入金額、所得控除額、年税額等を記載した源泉徴収票を各人別に 4 票作成し、翌年の 1 月 31 日までに 1 通を受給者（納税義務者）に交付すると共に、2 通を住民税を計算する市町村に交付し、一定金額以上の者については、1 部を税務署長に交付する（所得税法 226 条）。

(5) 1 年間の源泉徴収事務の総括として、受給者から徴収し国に納税した給与、報酬、料金、退職金等の源泉徴収金額と同支払額を合計し、翌年の 1 月 31 日までに税務署に報告しなければならない（所得税法 225 条）。

(6) 退職者についても、退職所得に関する源泉徴収を行い、源泉徴収票を作成し、受給者に交付すると共に、税務署および関係市町村に報告しなければならない。

以上のように、給与に係る源泉徴収事務は、毎月の給与の源泉徴収から年末調整、さらに受給者である納税者の確定申告に関する情報をすべて把握して、所得税法で定める確定申告の手続きを代行し、その資料を保管しなければならないという問題がある。

IX 年末調整の問題点

年末調整については、特に、1994 年（平成 6 年）の改正により、給与収入金額が 2,000 万円以下の者にまで拡大されたこと。その結果、サラリーマンの 99.64%、人数にして 4,423 万人の納税者が、給与所得しかない場合は、所得税の確定申告ができなくなってしまった。

確定申告ができないということは、殆どのサラリーマンが、年末調整で処理ができない雑損控除、医療費控除、寄付金控除が発生したとき以外、または、他の所得があるとき以外、所得税が予定している申告納税制度を利用して（税務署に赴いて）確定申告をすること（シャウ

ブ勧告が予定していたこと)ができなくなったのである。

これは「すべてのサラリーマンが確定申告をしなければならない」とするアメリカの制度とは全く異なる制度となってしまった。このことは「税に対する国民の考え方が違う」との理由で、簡単に解決できない大きな問題を含んでいる。

X むすび

日本の源泉徴収制度は、租税の確実な徴税方法としては完成度が高く、効率的ではあるが、納税者・国民の立場から見れば、次のような問題を残している。

①多くのサラリーマンが、毎月の給与の額から控除された所得税(租税)について関心を持つとしないこととなり、ひいては、②国家財政についての関心が無くなり、民主主義の基本的要件である「国民の参加意識」の希薄化に繋がることとなる。さらに、③給与と受給者の個人的事情、特に扶養家族の状況(人数、配偶者の有無・所得、障害者の有無、戸籍法上の扶養家族となっていない扶養家族の有無など)が雇用者に知られるなど、個人的情報の保護についての配慮が欠ける。などの欠点が指摘されよう。

以上のような点で、納税者・国民の立場にたった制度とは言い難い部分があり、民主的な制度の確立に努力していく必要がある。

注

- (1) 平成7年分の決算ベース。平成7年版第112回「国税庁統計年報」による。同報告書によれば、平成5年度が最も高く、34.9%であった。また、所得税に対する割合は平成5年度で79.82%、6年度81.86%、7年度は80.58%である。
- (2) 国税通則法16条
- (3) 告知書には、納付すべき税額、納期限、納付すべき場所等を記載する。国税通則法36条、同施行令8条、同規則5条
- (4) 国税通則法36条②二
- (5) 退職所得も同様な方法で完結的に処理されるが、基礎控除をはじめとする所得控除はされない。他の所得があり、これらの控除が適用できない場合には、源泉徴収によって完結する。実例としては多い。
- (6) 「徴収」という用語は正確ではないが、便宜上「徴収」という。金子宏『租税法「第六版」』平成9年、P536頁「徴収納付」。宮谷俊胤『日税研論集第15号(源泉徴収制度)』「源泉徴収制度の概要と問題点」55頁
・広辞苑によれば「徴収」とは、「国家または公共団体が行政目的を達成するために、国民から租税、手数料や現品を強制的に取り上げること」と定義し、給与等の支払者が給与の支払時に支払をしないで、国に納付することまでは含まれていない。

- (7) 国税通則法 15 条
- (8) 金子宏「わが国の所得税と源泉徴収制度」『日税論集』第 15 巻 5 頁
- (9) 僅かではあるが交付金を支給していた時期がある。地方特別消費税（旧料飲税）では、都道府県により交付金を支給していた時期がある。
- (10) 最高裁判決、昭和37年 2 月28日、刑事判例集 16 巻 2 号 212 頁
- (11) 地方税法 321 条の 4（特別徴収義務者の指定等）。金子前掲書 564 頁では「徴収納税義務の履行に必要な経済的負担は、徴収義務者の経営規模や収入から比較すれば僅少で、財産権の内在的制約の範囲内であり」抵触しないとしている。
- (12) 畠山武道『日税研論集』第 15 巻「源泉徴収制度の法律関係・訴訟手続」257 頁
- (13) 松沢智「租税実体法」昭和 51 年、318 頁
- (14) 金子宏 前掲書 3 頁
- (15) 所得税法 40 条（現行所得税法 190 条）